

山形市告示第 33 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

平成 30 年 3 月 28 日

山形市長 佐藤 孝弘

1 市長が指定する場所

検査区域	対象となる特定計量器	実施日時	実施場所	実施主体となる指定定期検査機関の名称
市内東部全域（JR 奥羽本線の東側の地域）	計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項に規定する非自動はかり、分銅、おもり及び皮革面積計	4 月 23 日（月） 9:30～11:30	山形市山寺コミュニティセンター	一般社団法人山形県計量協会
		4 月 23 日（月） 13:00～14:00	山形市高瀬コミュニティセンター	
		4 月 24 日（火） 13:00～14:00	山形市滝山コミュニティセンター	
		4 月 25 日（水） 9:30～12:00	山形市南部公民館	
		4 月 25 日（水） 13:00～14:00	山形市南部公民館	
		4 月 26 日（木） 9:30～12:00	山形市東部公民館	
		4 月 26 日（木） 13:00～14:00	山形市東部公民館	
		4 月 27 日（金） 9:30～12:00	山形市北部公民館	
		4 月 27 日（金） 13:00～14:00	山形市北部公民館	
		5 月 1 日（火） 9:30～12:00	一般社団法人山形県計量協会	
		5 月 1 日（火） 13:00～15:00	一般社団法人山形県計量協会	
		5 月 2 日（水） 9:30～11:30	山形市蔵王コミュニティセンター	
		5 月 7 日（月） 9:30～12:00	山形市鈴川コミュニティセンター	
		5 月 7 日（月） 13:00～14:00	山形市鈴川コミュニティセンター	
		5 月 8 日（火） 9:30～12:00	山形市楯山コミュニティセンター	
		5 月 8 日（火） 13:00～14:00	山形市楯山コミュニティセンター	
		5 月 9 日（水） 9:30～12:00	山形市立第一小学校（東側玄関前）	
		5 月 9 日（水） 13:00～14:00	山形市立第一小学校（東側玄関前）	
		5 月 17 日（木） 9:30～12:00	一般社団法人山形県計量協会	
		5 月 17 日（木） 13:00～15:00	一般社団法人山形県計量協会	
5 月 21 日（月） 9:30～11:30	山形市元木公民館			

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による  
特定計量器が所在する場所

検査区域	対象となる特定計量器	実施期日	実施主体となる指定定期検査機関の名称
市内東部 全域（JR 奥羽本線 の東側の 地域）	計量法施行令第10条第1項に 規定する非自動はかり、分銅、 おもり及び皮革面積計	5月2日（水）から 12月21日（金）まで （指定定期検査機関が指定する日）	一般社 団法人 山形県 計量協 会